

2025年
4月1日
から

原付一種に新たな区分基準が追加されます!

原付一種の新基準

[総排気量]

50cc超 **125cc以下!**

[最高出力]

4.0kW以下!

総排気量が125cc以下でも

最高出力4.0kW超の

原付二種は原付免許では

運転できません!

○ 原付免許で運転可

総排気量が50cc以下の車両

+

総排気量50cc超125cc以下で最高出力
4.0kW以下の車両 (今回新たに追加)

総排気量だけではなく、「**最高出力**」を
カタログ等や販売店でよく確認を!

交通ルールは今までの原付一種と同じです!



最高速度30km/h以下



二段階右折



二人乗り禁止



最大積載重量30kg



白・フチなしのナンバープレート



詳細はこちら
日本自動車工業会ホームページへ



警察庁
National Police Agency



国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism



総務省
Ministry of Internal Affairs and Communications

jama
一般社団法人 日本自動車工業会